

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。

関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。

具体的な支障事例

地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。

一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。

しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。

このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。

ついては、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。

また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権の行使が可能となる具体的な基準や手順等を明確化するとともに要請権行使の範囲を拡大することにより、幅広い検討することが可能となり、より包括的な事務権限の移譲に関

する議論を行うことが可能となる。

根拠法令等

地方自治法
第 252 条の 17 の 2 第 3 項、第 4 項
第 291 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

利用者負担額に係る行政不服審査法に基づく審査請求手続の公立と私立における施設別による差異の解消

提案団体

松原市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問すること及び不服申立前置が適用されないよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。

具体的な支障事例

保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。

そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならない、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。

一方で、私立保育所(私立幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。

以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条第2項、第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

滝沢市、館林市、新潟市、浜松市、刈谷市、犬山市、京都市、神戸市

○当市においては、令和2年3月に公立保育所に通う児童の保護者から保育料の変更決定について審査請求がありました。

当該審査請求においては、保育所が公立保育所であることから、保育料が「公の施設の使用料」に該当するため、地方自治法第229条第2項の規定により、裁決にあたっては、議会に諮問する必要があります。そのため、直近に開催される6月議会での諮問となり、裁決までに時間を要することとなりました。

一方、私立保育所の場合は、保育料は負担金として扱われることから議会への諮問でなく、行政不服審査会への諮問となり、比較的迅速に裁決を得られることとなります。

同じ保育料に関する審査請求であっても、保育所が公立であるか私立であるかの違いにより、手続きが変わり、裁決の時期が異なることは、請求人に理解されにくいと、公立、私立にかかわらず、行政不服審査会への諮問とするのが適切と考えます。

○利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれることから制度改正の必要がある。

○議会への諮問を要する審査請求に関連して、本件と同様の提案(令和元年)に対する総務省の第1次回答において、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)(第7次地方分権一括法)において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後の報告とする旨の改正を行っているが、その際、給与等に関する事務に係る審査請求において、特に認容裁決となる場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本案審理に入る事案について、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。』と示しているが、本提案における事例のようなケースにおいては、公立であれ、私立であれ、地方公共団体の財政に与える影響として結果的に異なることなく、合理的な説明が難しい。

また、本提案における事例のようなケースであれば、仮に認容裁決となった場合の財政に影響する額としては月数万円程度と考えられるが、これが与える地方公共団体の財政への影響がどの程度なのかについては、当該地方公共団体の財政規模により異なる。加えて、個々の案件により、影響額は大きく異なる可能性もあり、単に審査請求の対象となる処分の種類のみにより一律に諮問を要することは合理的ではない。

仮に、地方公共団体の財政への影響の観点から議会への諮問を必要とする場合であっても、各地方公共団体の実情に応じ、諮問の要否について自ら何らかの基準を設け決定できるような制度(例:地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分のような制度)の創設について検討するなど、地方自治法の趣旨を踏まえつつ、行政不服審査法の趣旨も鑑み、審査請求人の権利保障についても配慮した迅速な裁決が可能となる方策が望まれる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人情報の取扱いの法律による一元化

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

現在、各地方公共団体が条例で定めている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律により一元化を図ること。

具体的な支障事例

地方公共団体(以下「団体」という。)が保有する個人情報の取扱いについては、各団体が条例によって定めており、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定以前に条例を制定した団体も多く存在することから、その取扱いが団体ごとに異なる点がある。多くの団体において、個人情報保護制度はプライバシー保護の観点により運用されており、個人情報の利活用については知識や経験が不足している。

また、国又は都道府県が実施する施策等において、区市町村が保有する個人情報を活用する際、個人情報の目的外利用に当たる場合、必要な手続きが地方公共団体によって異なり、事業実施までの労力やスケジュールが団体間で異なることがある。

たとえば、所得制限のあるプレミアム商品券配布対象世帯の抽出にあたって、本来迅速な政策効果を求めるべき国の経済対策においても、本市においては例外なく個人情報保護委員会の審査手続きを経る必要があり、庁内情報連携の煩雑さがスピーディな施策展開への支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体が保有する個人情報について、法律により全国統一的な取扱いが可能になれば、個人情報の目的外利用の解釈の違いは生じず、団体が保有する個人情報を活用する場合において、異なる解釈による利活用が防げるほか、個人情報の目的外利用の手続きが確立されることにより、事務の効率化が図られる。

また、国の統一的な制度の下で運営されることにより、個人情報を利用される側にとっても、その透明性が向上する。

根拠法令等

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、三鷹市、浜松市、亀岡市、長岡京市、徳島県、長与町、竹田市

○自治体別に解釈が異なっているのは事務を行う上で問題があるため国の統一的な制度を希望する。

○例えば、近年、全国で大規模災害が頻発する中で、災害時の安否不明者や死者の氏名を公表するか否かは各自治体の判断に委ねられているが、大半の自治体はそれぞれの個人情報保護条例で、生命や身体の保護に必要な場合には本人の同意なく個人情報を第三者に提供できるとの例外規定を設けているものの、家族らとのトラブルを恐れて氏名公表をためらう例も少なくない。しかしながら、自治体によって対応が異なると混乱が生じかねないことから、令和元年7月の全国知事会議において、国に対し、災害時の安否不明者や死者の氏名公表に関する統一基準の作成等を求める提言を採択したところである。このようなことから、災害時に限らず自治体によって個人情報の取扱いの判断が分かれる場合においては、国による一定の基準作りが必要と考える。

○個人情報の定義について、例えば「死者情報」は当町では生者に係る個人情報と同等の保有・利用を条例制定当初から行っており、近隣団体では「(保有)個人情報」の定義から外れるなど、取扱いの差があることから、転出入者の混乱を招く要因となっている。近年、住民側の民事手続上の事情から、死者情報の開示希望件数が増加しており、町条例の運用はもとより、前述の他団体との取扱いの差から対応に苦慮する場面が多い。本提案市の示される利用の局面においても、条例改正では団体間の取扱いの差という点は解消されず、また、同改正は一見して保護水準を落としているかのように見えるため、当町においては、民主的理解を得るのが困難であるのも事実である。

○全国共通の事務でありながらも取扱いが異なるため、当市においてもプレミアム商品券事業実施にあたり、個人情報の電算処理委託について個人情報保護委員会に至急諮問を行った。また、特別定額給付金事業実施においても、緊急事態宣言中、持ち回り審議により個人情報保護委員会への諮問を行った。両案件とも迅速な対応を求められ、委員や職員の労力が費やされた。今後、地方公共団体の条例に配慮いただきながら、国の施策で個人情報を取り扱う事業等、限定的な法整備を求める。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方税法の守秘義務に抵触するため利用できない空閑地管理事務における固定資産台帳情報の内部利用

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空閑地の適正管理にあたって可能とすること。

具体的な支障事例

空閑地における雑草繁茂の市民相談について、当該空閑地の所有者が不明である場合、担当所管において、登記管轄法務局に登記簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、雑草繁茂期には、市民からの苦情が集中し、現地確認も広範囲にわたるため、手続きに時間を要し、迅速な対応に支障をきたしている。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条第 1 項の規定では、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

この点、例えば雑草が生い茂る所有者不明の空閑地について、当該土地の所有者等を把握し除草等の措置を促すことを目的とし、当該土地を事業の用に供しない場合は、土地所有者等関連情報を内部で利用することができない。

一方、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条では、税務担当部局が保有する固定資産台帳の情報について、同法施行に必要な限度において、行政内部で利用することが可能とされている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者不明土地の利活用と空き家対策には、共通する課題も多く、これらの対策は一体的かつスピーディに実施すべきものである。

税務担当部局の所有する情報を行政内部で利用することにより、効率的な事務及び迅速な市民対応が可能となる。

根拠法令等

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 39 条

地方税法第 22 条

(参考)

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○当市では、令和2年4月より「空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定し、空き地への指導を強化しました。条例施行前は、所管している法務局で登記を確認していましたが、この条例を施行することで、戸籍及び住民票も確認することができるようになりましたが、税務情報を使用することは、できません。登記及び戸籍、住民票を確認できることで、土地所有者の追跡調査が可能となりましたが、所有者がわからないケースも発生しているため、税務情報が使用できることで、事務量が減少するため、法律の整備を強く要望します。空家の場合は、建物が撤去されれば解決するが、空き地の場合は、除草を行っても、毎年繰り返し生えてくるため、際限がない。また、相続放棄や倒産などで、所有者のいない土地もあり、指導対象が存在しないケースも発生するなど、様々な問題抱えている。そのため、空き地の状態を放置すると所有者にとっても不利になり対応を促すことのできる仕組みや、所有者のいない土地について、整理を行っていただきたい。

○当市でも同様の情報を取得するにあたり、関係部局への所定の手続きを行い、土地所有者等の情報を取得することとなるが、案件が増加することにより、不良な生活環境の解消に支障をきたすため、自治体においての内部利用は必要と考える。

○当市でも空き地における雑草繁茂の市民相談について、担当課において、登記管轄法務局に登記簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、土地の所有者の死亡等により管理者が不明なケースが多々あり対応に苦慮している。そのため、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空き地の適正管理にあたってでも可能となれば迅速かつ確実な対応が期待できる。

○衛生面における空家に関する市民相談の場合は空家等対策の推進に関する特別措置法にて、行政内部にて固定資産台帳の情報を利用することはできるが、空閑地ではそれができず、登記簿情報にて土地所有者の情報を確認しており調査が難航してしまう場合も多い。また空家の場合は建物所有者を調査するために、空家等対策の推進に関する特別措置法にて他市へ戸籍謄本等の発行をお願いする場合もあるが、空地の場合は土地所有者の戸籍謄本等の発行ができないこともあり、調査が難航してしまう場合も多い。所有者不明の空閑地に対して、税務担当部局の所有する情報を行政内部で利用することにより、効率的な事務及び迅速な市民対応が可能となる。

○空き地について、除草等の適正管理を指導するため所有者を探索する場合に、登記簿上に掲載されている所有者情報(所有者氏名・住所)が更新されていないことにより、所有者を追跡できないといった支障が生じることがある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

条例、規則等の公布の際の長の署名において記名押印を認めること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

条例、規則等の公布の際の長の署名について、自署ではなく、記名押印としてほしい。

具体的な支障事例

条例、規則等の公布について、地方自治法第16条及び公告式条例に基づき、庁舎前告示板に公布文を掲示して行っているが、掲示したものを閲覧している市民はほとんどいないのが実情である。グローバル化の進展した現代において、「成立した条例、規則等を公表し、市民が知ることができる状態におく」という公布の目的を達成するための手段としては、市HPへの公表のほうが、より広く周知できるほか、今回のように感染症のまん延による外出自粛といった特殊な状況においても有効であると考えられる。

法律上、条例の公布に当たっては、長の署名が必要とされているところ、昭和43年熊本地裁判決では、法が長の署名を要求しているのは、「長が条例に署名することによって公布すべき条例を確定し、かつ公布をなす主体を表示することによって権限を有する行政庁の行為であること及びその執行の責任の所在を明確ならしめるため」とし、「記名押印にも署名同様の効果を認めてよい」としている。また、行政実例(昭和26年5月2日地自行発第120号)では、「長の名で公布されておれば、たとえそれが長の自署に基づいたものでなくても形式的には直ちに無効ではない。」としている。また、商法では546条、601条等で記名押印についても署名と同等の効果を認めている。以上から、長の署名については、必ずしも自署によるものでなければならないものではないと考えられるため、市HPへの公布を前提に、署名を記名押印とすることで、より有効な市民への周知及び効率的な事務の実施が可能となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

長の署名について、記名押印も可能とすることで、市民の利便性の向上及び公布事務に係る事務負担の軽減を図ることができる。

根拠法令等

地方自治法16条4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、西尾市、山口県、鹿児島市

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市長がテレワークをしている間に公布が必要な規則については、職員が市長の署名を求めて自宅を訪問しなければならないという事例が生じた。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

94

提案区分

A 権限移譲

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

市町村長による自衛隊災害派遣要請

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

愛知県においては、自衛隊への災害派遣の要請権者は自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、愛知県知事となっている。そのため、県は「災害時、その地域の防衛警備を担当する部隊に対する市町村からの通報制限」を指導している。

その意図は理解できるものの、刻一刻を争う被災現場にあっては、被災した各市町の状況把握から要請に至るまでに費やす時間は命取りになりかねない。自衛隊法第 83 条第 2 項但し書き、あるいは同条第 3 項に基づき、自衛隊が早期に災害派遣(偵察活動)ができるよう、各市町村からの派遣要請を可能にしていきたい。

具体的な支障事例

・当市が自助(消防力)を超える大規模な災害を被った場合、①当市が災害対応をしつつ、被害の全容を把握し、県に自衛隊への災害派遣要請を具申する。②県は市町村の被災状況を把握し、県等からの支援の範疇を超えると判断した場合、知事の名において自衛隊に派遣を要請する。③派遣要請を受けた防衛大臣は、緊急性、公共性及び非代替性を考慮し当該部隊に対する災害派遣を命令する。④命令を受けた部隊は情報収集のため、被災地域の偵察活動を開始するとともに、被災した市町村の災害対策本部に連絡、幹部を派遣する。⑤収集した情報を分析して、担当部隊が災害派遣活動を開始する。派遣部隊が実動するまでに、このような過程を経ることとなる。この過程において費やす時間が、初動 72 時間に含まれることは大きな支障と言わざるを得ない。

・昨年10月の台風19号襲来時、神奈川県山北町では断水被害を受けたが、山北町は県に災害派遣を具申するとともに、山北町の防衛警備を担当する部隊に連絡をした。当該部隊は、普段の良好な関係から給水車をもって現地で待機したが、自衛隊の災害派遣の3要件には該当しないとする神奈川県の判断との齟齬により部隊はそのまま引き返し、その後県が準備した給水車で対応するという事案が起きた。どちらが正しいと言う話ではなく、市町村長に権限があれば、この事態は回避でき、住民に早期に水の提供が出来た。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・左記記載内容のうち②③を超越し、自衛隊の自主的な情報収集活動(自主派遣)を促すことが出来る。
・市町村が収集した被災情報を災害派遣部隊に提供することにより、左記④に記載した自衛隊の情報収集活動に寄与できる。

根拠法令等

災害対策基本法第 68 条の 2、自衛隊法第 83 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、前橋市、沼津市、倉敷市、豊橋市、豊田市、犬山市、大阪府、八尾市、宮崎市

○令和元年東日本台風災害において、当市でも孤立地域対応として県に自衛隊の災害派遣を求めましたが、県としては自衛隊の災害派遣3要素に該当しないという判断でした。市町村から自衛隊に直接派遣を依頼できるようにすることも一つの考えですが、まずは、都道府県と市町村の判断に齟齬が生じないように、自衛隊の災害派遣の条件を明確にすることが必要ではないかと考えます。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの制定

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。

具体的な支障事例

選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。

このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。

選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自治体の判断によって対応は様々である。

このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

新住所地及び旧住所地にて、選挙人名簿の二重登録による二重投票の発生を防止できる。
また、ルールが定められることにより、二重登録防止に係る事務の効率化が見込まれる。

根拠法令等

公職選挙法第22条、第29条
公職選挙法施行令第29条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、苫小牧市、盛岡市、須賀川市、川越市、八潮市、千葉市、八王子市、横須賀市、鎌倉市、新潟市、岐阜市、浜松市、沼津市、豊橋市、滋賀県、草津市、京都府、枚方市、松原市、羽曳野市、兵庫県、加古川市、徳島

○新住所地への登録の有無の照会により二重登録者の捕捉をしている自治体が多く見受けられ、特に国政選挙の場合は、他の事務が集中する公示日前に、全国の自治体間でFAX等により大量に照会をかけ合う状態となっている。検討においては、①旧住所地の選挙人名簿に登録が無い場合の取扱、②旧住所地への通知の時期、③通知の対象となる登録者の範囲(二重登録の可能性のある対象者のみか、全ての新規登録者か)等についても検討が必要と思われる。手続きがルール化されていないため各選挙管理委員会によっては照会に対し回答を得られない場合もあり、再度、問い合わせを行うなど苦慮している。

○確認方法が統一されていないことに加えて、通知等の時期も一定しておらず、各市町村における確認作業の事務が煩雑になっている。

○ルール化するにあたり、定時登録月に国政選挙や都道府県の議員・長の選挙の選挙時登録がある場合も考慮し、定時登録・選挙時登録に係わらず、新規登録者の前住所に登録通知することを定める必要がある。それでも、短期間で転居が繰り返されると、他自治体の選挙人名簿に登録されても通知が届かず二重登録が発生してしまうため、「照会」も必要であることも申し添える。

○提案団体が支障事例で挙げた②の照会をした際相手先から「①の通知がすべてで照会は受け付けません」と回答されることが少なからずある。新住所地から旧住所地への登録通知は郵便事故等で届かないこともあり得るため、旧住所地から新住所地への照会には回答を必須とする等ルールが定められるとより二重投票防止が図られると考える。

○当市の場合、令和元年の参議院議員選挙の際には、多くの二重登録対象者の存在により、900を超える自治体に対する登録予定通知に加え、600を超える自治体に対する登録予定照会と、1,200を超える自治体からの登録予定通知及び回答を受け付けたが、通知と照会が混在することで、すでに通知をした自治体からの照会には回答しない自治体があり、その回答状況の確認を行う必要があるなど、一層複雑な事務処理を強いられており、これを期日前投票開始までの短期間で行わなければならないことは、大きな負担となっている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民の利便性向上のための市町村と日本年金機構との年金受給者口座情報の共有

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。

具体的な支障事例

年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。
還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。
また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。
還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。
これは全ての市町村に共通事項である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が年金受給対象者の口座情報を共有することで、還付に誤りがなく、時間がかからず、迅速に行うことができる。
また、住民としても日本年金機構に報告している口座情報を再度市町村に連絡する手間が減り、同一口座に還付されることとなる。
国の進めるデジタルガバメントいわゆる、マイナンバーカードに口座情報を紐づけし、社会保障や税金、今回のようなコロナウイルスのような災害に、マイナンバーを用いて管理するための施策に寄与する。
(消えた年金問題においてマイナンバー制度ができたことも含む。)

根拠法令等

地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号の二様式、地方税法第三百十七条の三の三、地方税法施行規則第二条の三の六

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、花巻市、滝沢市、ひたちなか市、館林市、川越市、千葉市、川崎市、福井市、上田市、三島市、豊田市、新城市、津市、京都市、神戸市、高松市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市、小林市

○年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報について、把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約 2,000 件程度あり、振込エラーは 20 件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。

○6月、8月については、年金特徴の還付が多く(毎年 3,000~5,000 件程度)、振込先口座の把握には多大な労力がかかっている。また、市は年金の振込先口座を把握していると思っている市民からの問い合わせは多い。年金特徴の制度そのものに懐疑的な市民は多く、信頼を保つためにも、できる限り迅速に還付金を振り込む必要がある。

○二重課税のほか、給付費の保険者間調整事務などの大幅な削減が期待できる。

○当市における年金特徴における還付は年間約 3,000 件あり、本人に通知し口座情報を返送してもらうか窓口にて受け取りしていただいている。年金受給者の口座情報を共有することにより、還付対象者の手間をかけず、迅速に還付を行うことができる。

○当市においても、対象者の還付口座の情報確認に時間を要しているため、年金受給対象者の口座情報を共有することで、還付事務を迅速に処理することができるとともに、市民も口座情報を市に連絡する手間が減るため、事務手続きの簡素化が期待できる。

○住民税のみならず、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料並びに介護保険料についても同様の事例となっている。

○通知送付のための事務処理や、口座情報照会への誤記入によるエラー処理、問い合わせ対応等、事務処理の手間が増加することに加え、住民理解も得難い。住民の個人情報の共有は自治体の事務処理の削減だけでなく、住民にとっても無駄な通知が減り、必要であると考えている。

○市町村が年金受給対象者の口座情報を共有することで、還付に誤りがなく、時間がかからず、迅速に行うことができる。また、住民としても日本年金機構に報告している口座情報を再度市町村に連絡する手間が減り、同一口座に還付されることとなる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付前に仮暗証番号を設定することによる窓口対応時間の短縮

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、事前に仮暗証番号を設定した上で交付することを可能とする。

具体的な支障事例

現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に本人が設定することになっているが、窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。このコロナ禍の中、3密を回避する点からも窓口対応の時間を短縮させ、混雑させないための取り組みを進めていくことは重要な課題である。

このことから、J-LISや市区町村職員等でカードに『仮暗証番号』を設定した状態で交付し、交付後に被交付者(カード交付を受けた住民)がマイナポータル又は利用者クライアントソフトで変更する運用となれば、窓口対応の時間短縮はもとより、住民や市区町村窓口職員の負担軽減につながると考えられる。

なお、暗証番号の変更については、操作方法等に関する住民からの問い合わせが増えることが懸念されるが、ホームページでの周知やコールセンターでのマニュアル化された対応等により事前に防げるものと考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードの申請・交付がストレスなく行われることで、住民のマイナンバーカードの発行申請に対する心理的ハードルが下がり、マイナンバーカードの普及に寄与する。

また、窓口対応の時間短縮により職員の事務負担が軽減すれば、出張申請等の申請受付を積極的に進めることができる。

これらの結果、行政はマイナンバーカードを活用した様々な施策の立案が可能となり、住民は当該施策のメリットを享受することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条及び同条第2項～第4項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条及び第42条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田市、川崎市、小田原市、高山市、浜松市、富士市、犬山市、京都市、枚方市、兵庫県、下松市、徳島市、高松市、松山市、糸島市、大村市

○マイナンバーカードの申請が急増している状況であり、事務負担の図られれば、さらに申請を受け付けることが可能となってくる。

○暗証番号の設定は、市役所の統合端末のみである。設定の変更等は家庭用パソコンでも出来る仕組みを構築を希望する。

○当市でも暗証番号の入力に時間がかかり、住民の待ち時間増加の要因となっている。自分で設定できない住民にはこれまでどおり市町村窓口で設定すればよく、自分で設定できる住民は窓口での入力を省略した方が待ち時間を軽減できる。自分で本パスワードに設定を変更する運用になれば、申請時来庁方式で受け付けるカードの市町村の負担軽減にもつながる。さらに、事前に設定することで交付時に統合端末の操作が不要となるため、住基ネット稼働停止の時間帯にも交付することができるようになり、住民にとっても受領の機会増大につながる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード申請時の顔写真の事前判定実施による事務の効率化

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード申請の際の顔写真判定をデジタル化し、受付の可否をオンラインで申請時に確認可能とすることを求める。

具体的な支障事例

住民や市区町村職員が撮影した顔写真は、J-LISにおいて写真審査を行っているが、審査は目視等により行われているため、審査する者によって受付可否の判断が異なる(不備の理由がわからない場合もある)。そこで、客観的かつ合理的に顔写真を判定するため、顔認証システムのような判定ツールを利用し、撮影時にオンライン等で事前確認ができるようにしてほしい。
※役所まで来訪したにもかかわらず、職員が撮影した顔写真が受付されないとクレームとなることがあるため。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民や市区町村職員の写真撮影にかかる負担を軽減する。また、カード交付円滑化に寄与することや、申請受付不備件数の減少に伴う事務経費、郵送費等のコスト削減が図れる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

苫小牧市、盛岡市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、柏市、八王子市、川崎市、松本市、高山市、富士市、豊橋市、犬山市、小牧市、京都市、枚方市、和泉市、兵庫県、神戸市、鳥取県、米子市、徳島市、高松市、松山市、久留米市、糸島市、熊本市、竹田市、宮崎県

○当市も同様の案件で書類不備となり、クレーム処理を行っている。基準が受け付け次第でもあるため、書類不備で直接申請者へ返却されるため、当市で実施している申請時来庁方式及び企業一括申請でのクレームも多く発生している。このことから、申請時・企業一括等で当市直送分については、市への連絡が必要と思われる。

○当市においても提案同様に職員がマイナンバーカードの申請サポートとして写真撮影したものが、不備により受付されず住民に再来庁をお願いするケースがある。また住民へ撮影時の注意点など説明はするものの写真

不備となり窓口へ相談にみえるケースもある。申請不備によるやり直しは住民にも職員にも負担となるため、顔写真の事前審査が可能な仕組みがあれば望ましい。

○当市においても、写真撮影サービスを伴った申請サポートを行っているが、写真不備により申請ができなかった場合、わざわざ市役所まで行ったのにできなかった、また最初からとは何事かという苦情につながっている。写真の判定基準がはっきりせず、交付前設定時に個人が申請した写真の確認をしても、明らかに平常時とは異なる顔、無背景、眼鏡の反射等があってもカードとして出来上がっている一方、市役所で撮った写真の判定が厳しく、申請ができなかったケースもある。申請の段階で写真の判定をしていただけるようなシステムであれば、市民にとっても職員にとっても二度手間等にならずに済むと考える。

○当市で実施している顔写真無料撮影サービスで撮影した写真でも、まれに明確な理由が分からず、受付不可となった事例がある。また、窓口にも受付できるか判断が難しい顔写真を持ってこられるケースがある。そのようなケースでは、使用不可となる可能性をご説明し、了承を得てから受付している。

○出張申請時当市職員が撮影した写真が受付不可となった。同じ状況の家族は受付可であり、説明に苦慮した。

○写真サービスを実施しているが不備となる事例がある。また、写真が適切かの判断は困難である。このため、不備になれば写真の取り直し等、住民の負担が発生する。したがって、受付可否の判定を事前確認出来れば、クレーム防止になるとともに、職員および住民の負担軽減になる。また、不備者が無くなればカード交付促進に繋がる。

○申請サポート方式により、職員が窓口で申請者の顔写真を撮影し、申請を行ったが、その写真が受付されず後日再び来庁していただく手間が発生した事例が複数件あった。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの制定

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。

具体的な支障事例

選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。

このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。

選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自治体の判断によって対応は様々である。

このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

新住所地及び旧住所地にて、選挙人名簿の二重登録による二重投票の発生を防止できる。
また、ルールが定められることにより、二重登録防止に係る事務の効率化が見込まれる。

根拠法令等

公職選挙法第22条、第29条
公職選挙法施行令第29条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、苫小牧市、盛岡市、千葉市、八王子市、鎌倉市、新潟市、上田市、沼津市、富士市、豊橋市、草津市、松原市、羽曳野市、加古川市、葛城市、倉敷市、徳島県、徳島市、西条市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○新住所地への登録の有無の照会により二重登録者の捕捉をしている自治体が多く見受けられ、特に国政選挙の場合は、他の事務が集中する公示日前に、全国の自治体間でFAX等により大量に照会を掛け合う状態となっている。新住所地から旧住所地への選挙人名簿への登録通知に統一することで、回答の手間を省き、概ね漏れなく二重登録対象者の捕捉ができるようになると思われる。ただし、①旧住所地の選挙人名簿に登録が無い場合の取扱、②旧住所地への通知の時期、③通知の対象となる登録者の範囲(二重登録の可能性のある対象者のみか、全ての新規登録者か)等の検討が必要かと思われる。

○手続きがルール化されていないため各選挙管理委員会によっては照会に対し回答を得られない場合もあり、再度、問い合わせを行うなど苦慮している。

○確認方法が統一されていないことに加えて、通知等の時期も一定しておらず、各市町村における確認作業の事務が煩雑になっている。

○新住所地から旧住所地への登録通知は郵便事故等で届かないこともあり得るため、旧住所地から新住所地への照会には回答を必須とする等ルールが定められるとより二重投票防止が図られると考える。

○当市の場合、令和元年の参議院議員選挙の際には、多くの二重登録対象者の存在により、900を超える自治体に対する登録予定通知に加え、600を超える自治体に対する登録予定照会と、1,200を超える自治体からの登録予定通知及び回答を受け付けたが、通知と照会が混在することで、すでに通知をした自治体からの照会には回答しない自治体があり、その回答状況の確認を行う必要があるなど、一層複雑な事務処理を強いられており、これを期日前投票開始までの短期間で行わなければならないことは、大きな負担となっている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「老人福祉法第 11 条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第 2 で整理がされている。

別表第 2 の 61 の項に係る事務(老人福祉法第 11 条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第 2 の 61 の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。

具体的な支障事例

老人福祉法第 11 条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第 1 項第 1 号の規定により、「65 歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(政令で定めるもの)により居宅において養護を受けることが困難なもの」等としており、また、当該委任を受けた老人福祉法施行令第 6 条第 1 号において「当該 65 歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。」としている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第 22 条第 20 号口において「老人福祉法施行令第 6 条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。」とされていることから、老人福祉法第 11 条等で定める要件の該当性を適切に確認するためには、中国残留邦人等支援給付等関係情報が必要と考える。

しかしながら、番号法別表第 2 において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。

当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、上述のとおり中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報を同一の法的根拠に基づき扱えるようになるため、行政の効率化に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 32 条、老人福祉法第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、豊田市、京都市、高松市、東温市、久留米市、大村市

○中国残留邦人等の置かれている経済的・年齢的な状況に鑑み、老人福祉法第 11 条に規定する措置を適切かつ効率的に行うため、制度改革が必要である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第 2 で整理がされている。

別表第 2 の 62 の項に係る事務(老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報(市町村が保有している情報のうちにあつては生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第 2 の 62 の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。

具体的な支障事例

中国残留邦人等支援給付支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、本市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」の別表第 2 の費用徴収の階層区分において従来は「生活保護法による被保護者」と記載されていた箇所「中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成 20 年に追加している。

老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関連情報に加え中国残留邦人等支援給付関係情報が必要と考える。

しかしながら、番号法別表第 2 において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。

本市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報を同一の法的根拠に基づき扱えるようになるため、行政の効率化に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 33 条、老人福祉法第 28 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、上田市、京都市、高松市、久留米市、大村市

○中国残留邦人等の置かれている経済的・年齢的な状況に鑑み老人福祉法第 11 条に規定する措置を適切かつ効率的に行うため、制度改正が必要である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。

廃止しない場合は、移住元の在住地や在住期間の確認、移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

移住支援金は地方創生推進交付金を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業した場合に支援を行っている。

移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。

支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。

【支障】

移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。

東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要があり、申請手続きが煩雑である。

移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなど手続きが煩雑である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請手続き、申請後居住状況確認が容易になり、移住支援金制度の円滑な実施が可能となる。

根拠法令等

移住支援事業・マッチング支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)、住民基本台帳法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、郡山市、須賀川市、上田市、富士市、愛知県、三重県、三宅町、高松市、高知県、久留米市、長崎市、五島市、宮崎県、宮崎市

- 当県は移住支援金の支給実績が無いが、今後支給件数が増加した場合、市町村が5年に渡り居住確認を行う等、事務手続きが煩雑になることが予想される。
- 令和元年度において、移住し対象企業に就業はしたものの「将来的に県内の他の市町村への転居の可能性がある」との理由で移住支援金の申請を断念したケースが1件あった。
- 県内での支援金支給事例がないため、具体的な支障事例は生じていないが、支援金の要件が緩和され今後受給者が増加することが見込まれる中、特に人口の多い市町村においては、受給者一人一人の就業状況、居住状況を完全に把握することは困難であり、受給者が転出した場合は他自治体に住民票等の開示を請求する必要があるなど、返還までの手続きが極めて煩雑である。
- 移住支援金を給付した自治体から5年以内に転出し全額または半額の返還が行われなかった場合、転出先の自治体に住民票を請求や本人への返還請求など債権管理を行うこととなり支援金を給付した自治体の大きな事務負担となる。
- 支給後5年間、居住確認を行う必要があり、事務が煩雑である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公営住宅の許可取消後の家賃相当額の回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し

提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅法施行令において、滞納家賃と損害賠償金(近傍家賃相当額)の双方について、請求から収納までの事務を一体的に私人に委託できるよう規定すること。

具体的な支障事例

【現状】

県営住宅の退去者の滞納家賃の収納事務については、地方自治法施行令第158条の規定により私人委託ができ、債権回収の効率化を図るために債権回収会社及び弁護士に委託している。

一方で、当該損害賠償金は滞納家賃に比べて多額となっているが、収納に係る一連の事務(主体となって行う①請求②督促③納付交渉④収納)については、私人委託を認める規定がないため、当県の職員が督促や納付交渉等の収納事務を長期に渡り行っている。

【支障】

国土交通省が提示した委託可能な事務は、請求書の送付などの事務補助的作業にとどまるため、請求や納付交渉などの収納に係る主体的かつ煩雑な業務は県の職員が改めて行うこととなり、本質的な解決になっていない。

滞納に係る一連の債権回収事務であるにもかかわらず、滞納家賃の回収は私人(債権回収業者等)のノウハウ(請求から納付交渉、収納に至るまでの主体的な一元管理による滞納の回収)が活用できるが、損害賠償金については私人のノウハウが活用できず、債権回収業務の効率化に繋がらない。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

私人のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金の収納事務を一体的に委託することで債権回収業務を一元化し効率的に行うことができる。

根拠法令等

公営住宅法第29条、第32条、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

苫小牧市、盛岡市、郡山市、ひたちなか市、上田市、富士市、名古屋市、京都市、八尾市、山口県、高松市、福岡県、熊本市

○当市では退去者の滞納家賃の回収について、弁護士に委託し回収に努めているが、損害賠償金の回収につ

いては、限られた職員で請求、督促、交渉及び収納を行っている。損害賠償金の収納事務において、委託可能な事務が請求書や督促状の送付などの補助的作業にとどまるため、滞納家賃の回収において活用できる個人のノウハウが生かされず、債権回収業務が非効率のままである。

○滞納家賃の効果的な回収及び効率化を図るため民間委託等を検討している段階だが、損害賠償金を請求しなければならない入居者もいるため一元化することが望ましい。

○制度改正の必要性として、滞納家賃と損害賠償金等の収納事務が一体的に委託されることで、滞納家賃と損害賠償金等の同時債務者に対し、収納業務において、相互の時効中断が期待できる。

○当県においても火災損害金・強制執行、無断退去後の修繕費用等の未回収などの支障事例がある。

○市営住宅の退去者の滞納使用料の収納事務については、当市においても債権回収の効率化を図るために弁護士に委託しているが、損害賠償金については、私人に委託することを認める規定がないため、弁護士へ収納委託することができず、当市職員が督促や催告を行い、収納事務を行っている。滞納使用料も損害賠償金もいずれも一連の債権回収事務であるが、滞納使用料の収納は私人(債権回収者)のノウハウが活用でき、債権回収の効率化が図られているものの損害賠償金については、私人のノウハウが活用できない。また、滞納使用料を収納できていた場合、使用料が完納となると収納委託も終了となってしまう、収納自体が途切れてしまうこともあるため、債権回収業務の効率化につながらない。

○当市においても、退去者の滞納家賃等の回収業務を弁護士に委託している。債権管理のしやすさや回収の効率性を勘案すれば、損害賠償金についても私人委託できるよう制度改正されることが望ましい。

○損害賠償金についても、私人への委託対象になれば、債権回収はより効率的に行うことができる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

情報公開等に係る処分における条例と重複する審理手続の適用除外等

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報公開等に係る処分について、次のとおり行政不服審査法の特例を創設する。
各地方公共団体の条例において、行政不服審査法と同様の審理手続を情報公開審査会等の附属機関が行わなければならない旨を定めた場合において、重複する審理手続についての行政不服審査法の規定を適用除外とする。または審理員を指名しない場合において「審査庁」と読み替えて適用する規定に代えて、情報公開審査会等の実質的審理を行う「附属機関」に読み替えて適用する規定を置く。

具体的な支障事例

本来、「情報」は時間の経過とともにその性質・価値が大きく変わることも想定されるため、迅速な審理手続が行われることが望ましいが、現状、各地方公共団体の条例と行政不服審査法の二重の手続を経る必要があり、迅速性が失われており、同様の手続を二重に行う状態となっている。
具体的に本市においては、情報公開条例に基づく手続きについて行政不服審査法とほぼ同様の手続きを行う旨を定めることで情報公開審査会に実質的審理を委ねているにもかかわらず、行政不服審査法に審査庁が行う旨義務付けられていることにより、類似・重複した審理手続を行わなければならない。
(国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により審査庁における審査手続きを省略して、情報公開審査会に諮問することとなっている。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政不服審査法の趣旨でもある審理手続の簡易迅速性の観点から、審理員を指名せず同様の審理手続を行う情報公開審査会等に実質的審理を委ねているにも関わらず、行政不服審査法により義務付けられている手続きが重複することとなるため、情報公開等に係る処分に関する審査請求においては、これら支障となる規定を適用除外とする。又は実質的審理を行う情報公開審査会等(附属機関)が行うよう読み替えることにより、審理手続の迅速化と行政の効率化が図られる。(ただし、建築審査会や開発審査会等のように裁決に係る権限については附属機関に委ねることなく、執行機関(地方公共団体の長)において裁決する。)

根拠法令等

行政不服審査法第9条第3項、第28条～第42条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、西尾市、北名古屋市、長岡京市

—